

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

①現状

1) 地域の災害等リスク

(洪水)

箕面市のハザードマップによると、市街地地域において、中部及び西部の箕面鍋田川や箕面川において床上浸水（3m未満）が予想されているほか、北部の余野川においては、3mを超える浸水が予想されているエリアがある。

<参考資料：箕面市防災マップ>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/hazardmap/hazardmap_top.html

(土砂災害)

箕面市のハザードマップによると、北部の止々呂美・箕面森町地区及び山間部は、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

<参考資料：箕面市防災マップ>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/hazardmap/hazardmap_top.html

(地震)

箕面市では、最大規模の地震として有馬高槻断層帯地震等を想定し、広域的な震度6強～7程度の強い揺れ、避難者数約2万人規模の発生が見込まれる地震災害リスクを前提としている。この想定により、人的被害、建物被害、ライフライン停止等の複合的リスクが指摘されており、事業継続上の甚大な影響が懸念されることから、地域内事業者の平時の備えと適切なBCP策定支援の必要性が高いことが示されている。

<参考資料：箕面市地域防災計画（令和6年度改訂版）>

https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/bousai_keikaku/h24chiikibousaikeikaku/h24keikaku_top.html

(その他)

箕面市では近年、大雨・台風等の気象災害が毎年発生している。直近では令和6年5月に大雨、同年8月には台風10号、令和5年8月には台風7号や大雨といった警報発表・緊急情報が発信され、地域の避難所開設や避難情報提供が行われている。また平成30年には大阪北部地震に関する緊急情報も発出されているなど、自然災害対応が日常的な課題として継続している。これらの事例は地域事業者のリスク管理の重要性を示している。

<参考資料：過去の災害時の情報>

<https://www.city.minoh.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>

(感染症)

箕面市では国・大阪府と整合させた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しており、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症（新感染症）発生時に市民の健康・生活・経済への影響を最小化するための基本方針・体制整備が定められている。計画では、発生段階ごとの情報収集・予防・まん延防止・医療体制等の対策を盛り込み、国・府との連携や事業者の事前準備の重要性を強調している。

<参考資料：新型インフルエンザの情報>

<https://www.city.minoh.lg.jp/kenkou/shingata-inhuru.html>

2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス-活動調査)

- ・事業者数 4,159者<出典：令和3年経済センサス-活動調査>
- (・うち小規模事業者数 2,585者<出典：令和3年経済センサス-活動調査をもとに集計>

3) これまでの取組

<箕面市の取組>

- ・箕面市地域防災計画の策定・見直し
- ・全市一斉総合防災訓練の実施
- ・防災マップ(ハザードマップ)の作成
- ・災害時応援協定の締結
- ・各避難所への防災備品や飲食料の備蓄
- ・地域防災ステーションの整備
- ・防災講習会の開催

<箕面商工会議所の取組>

- ・事業継続力強化に関するセミナー、個別相談の実施
- ・超簡易版BCP等を活用した事業者BCP策定支援
- ・広報誌によるBCP関連情報の発信
- ・災害発生時における会員事業所への被害状況調査、行政への情報共有
- ・新型コロナウイルス感染症下における経営相談、各種支援制度の活用支援
- ・大阪府商工会議所連合会にて「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」を決議

②課題

- ・自然災害や感染症など複合的なリスクに対し、小規模事業者が事前に備える重要性を十分に認識し、具体的な対策へとつなげていくこと。
- ・BCP策定に関する知識やノウハウを持つ事業者に限られており、継続的な支援が必要。
- ・事業継続力強化に関する支援を継続的・安定的に実施していくためには、新たに配置された経営指導員を含め、職員全体の知識・対応力の底上げが必要。
- ・災害発生時における情報共有や初動対応について、市と商工会議所の役割整理・平時からの確認が重要。
- ・商工会議所自身の事業継続計画(BCP)についても、組織的に整備を進める必要がある。

③目標

- ・実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：計100事業者

	目標支援事業者数
令和8年度	20事業者
令和9年度	20事業者
令和10年度	20事業者
令和11年度	20事業者
令和12年度	20事業者

・実施期間中における感染症や災害等の関連リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する
事業者数の目標：計 7,500 事業者

	目標支援事業者数
令和 8 年度	1,500 事業者
令和 9 年度	1,500 事業者
令和 10 年度	1,500 事業者
令和 11 年度	1,500 事業者
令和 12 年度	1,500 事業者

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、箕面商工会議所と箕面市との間における被害情報報告、共有ルートを維持・強化する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から整備する。

④その他

箕面商工会議所の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

箕面商工会議所は、箕面市と連携し、地域内小規模事業者の事業継続力強化を目的として、以下の取組を実施する。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・情報誌「商工会議所みのお」や市広報紙「もみじだより」、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新興感染症は、感染源や感染経路などが明確になるまでに時間が必要なことから、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

箕面商工会議所は以下の取組を行う。

- ・大阪府が提供する簡易版 BCP 様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援

c) 地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況の把握

- ・箕面商工会議所は、企業巡回やセミナー等の様々な機会において地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 箕面商工会議所と箕面市は、必要に応じて訓練を実施し、その中で、箕面商工会議所と箕面市との連絡ルートの確認を行う。

e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・ 箕面商工会議所は、令和8年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・ 箕面商工会議所は、小規模事業者が防災・減災を行うための設備投資等に係る融資支援を商工組合中央金庫箕面船場支店、日本政策金融公庫十三支店と連携して実施する。
- ・ 新興感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあるため、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発チラシの配布依頼等を行う。

g) フォローアップ

- ・ 箕面商工会議所と箕面市は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対応の実施可否の確認

- ・ 箕面商工会議所は、発災後3時間以内に電話・グループウェア等を活用し、職員の安否確認を行う。箕面商工会議所は、安否確認により、応急対応が可能であるかどうかの判断およびその段階で判明している大まかな被害状況等を確認・把握し、箕面市に情報共有する。
- ・ 国内感染症等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、箕面市における感染症対策本部設置に基づき箕面商工会議所による感染症対策を行う。

b) 応急対応の方針決定

- ・ 箕面商工会議所と箕面市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が地区内0.1%程度の事業所で発生している。

ほぼ被害はない ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、「大規模な被害がある」ものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

・本計画により箕面商工会議所と箕面市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	週に1回共有する
1カ月～3カ月	1カ月に1回共有する
3カ月以降	3カ月に1回共有する

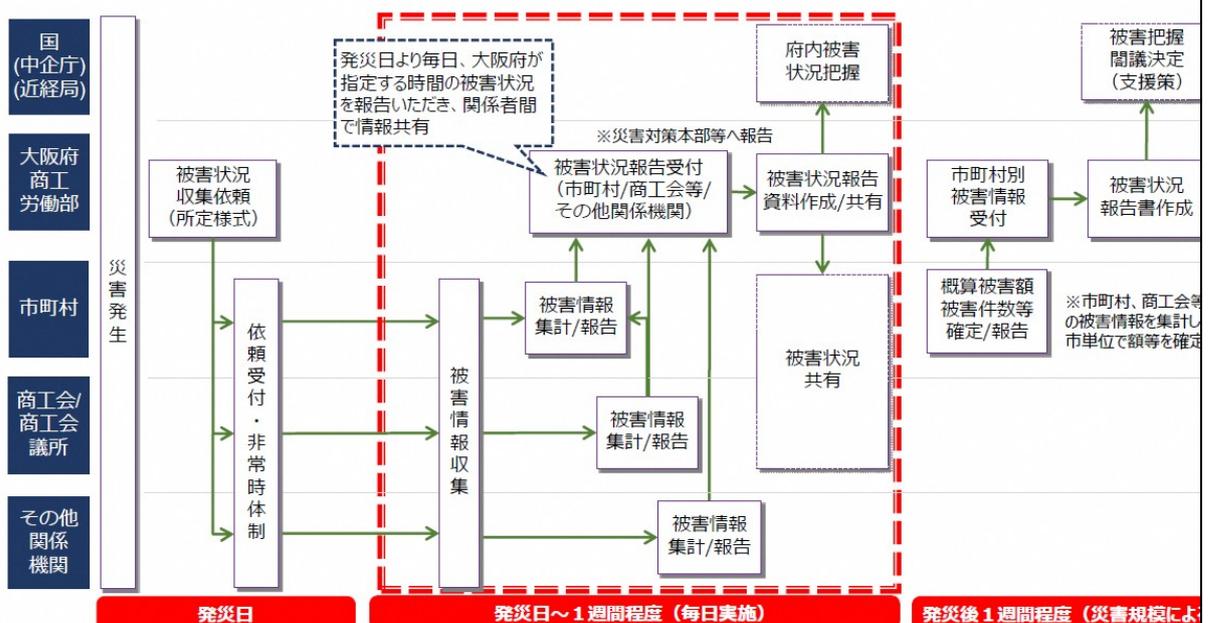
3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・箕面商工会議所と箕面市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、共有しておく。
- ・箕面商工会議所と箕面市は、大阪府が指定する方法で大阪府へ被害情報を報告する。（箕面商工会議所は、当該情報を箕面市にも情報共有する。）
- ・新興感染症等の流行の場合、箕面商工会議所と箕面市は、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、大阪府が指定する方法で大阪府へ被害情報を報告する。（箕面商工会議所は、当該情報を箕面市にも情報共有する。）

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・箕面商工会議所は、相談窓口の設置方法について箕面市に相談し、決定する。
(箕面商工会議所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・箕面商工会議所は、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・箕面商工会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・箕面商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・箕面商工会議所は、新興感染症等の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・箕面商工会議所は、国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・箕面商工会議所は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会の「大規模自然災害等に際しての連携支援に関する取り決め」に基づき、支援を要請する。また、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。
- ・箕面商工会議所は、日本政策金融公庫や商工中金などと連携し、地区内小規模事業者に必要なと思われる金融支援を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

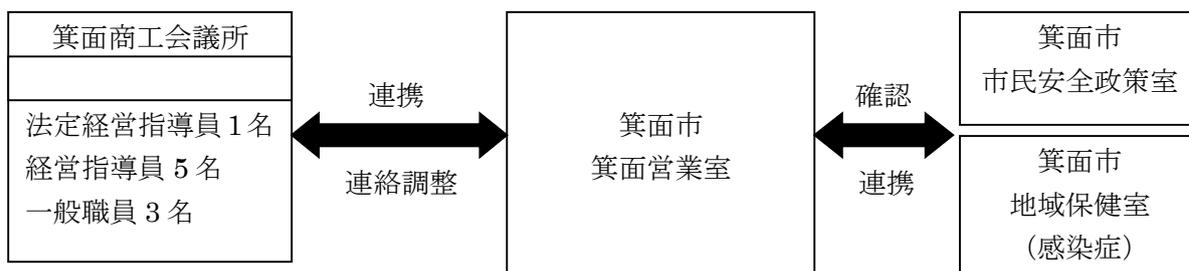
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年 12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 笠井 健一
(連絡先は(3)参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

箕面商工会議所

〒562-0003 箕面市西小路3丁目2番30号

TEL : 072-721-1300 FAX : 072-721-1305 e-mail : info@minohcci.or.jp

②関係市町村

箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

TEL : 072-724-6727 FAX : 072-722-7655 e-mail : syoukou@maple.city.minoh.lg.jp

箕面市 総務部 市民安全政策室

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

TEL : 072-724-6750 FAX : 072-724-6376 e-mail : bousai@maple.city.minoh.lg.jp

箕面市 健康福祉部 地域保健室

〒562-0014 箕面市萱野5-8-1

TEL : 072-727-9507 FAX : 072-727-3539 e-mail : kenkou@maple.city.minoh.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【箕面商工会議所】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
チラシ等作成費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
フォローアップ費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、箕面市補助金、大阪府補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【箕面市】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

